

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p><u>(退職手当の支給)</u></p> <p><u>第2条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</u></p> <p><u>2 退職した者に対する退職手当（第9条の規定により支給する場合を除く。以下「一般の退職手当」という。）は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第3条 <u>一般の退職手当の額は、次条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条又は第8条の3の規定により計算した退職手当の調整額（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて得た額とする。</u></p> <p>2 ……略……</p> <p>(退職手当の基本額)</p> <p>第4条 勤続期間が1年以上となる職員（第15条第1項各号に掲げる者を含む。）が退職したときの退職手当の基本額は、<u>退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1)～(6) ……略……</p>	<p>第2条 削除</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第3条 <u>退職した者に対する退職手当（第9条の規定により支給する場合を除く。以下「一般の退職手当」という。）の額は、次条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条又は第8条の3の規定により計算した退職手当の調整額（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて得た額とする。</u></p> <p>2 ……略……</p> <p>(退職手当の基本額)</p> <p>第4条 勤続期間が1年以上となる職員（第15条第1項各号に掲げる者を含む。）が退職したときの退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) ……略……</p>

2 前項の規定により計算した金額が、退職の日におけるその者の給料月額に43を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に43を乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(失業者の退職手当)

第9条 ……略……

2～7 ……略……

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) ……略……

(2) 前号に定める公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）と別居して寄宿する者については、雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3)及び(4) ……略……

2 前項の規定により計算した金額が、給料月額に43を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に43を乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(失業者の退職手当)

第9条 ……略……

2～7 ……略……

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) ……略……

(2) 前号に定める公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族及び届出をしていないが事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者と別居して寄宿する者については、雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3)及び(4) ……略……

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、同条第2項（パートナーシップ関係の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ関係の相手方」とする。）に規定する移転費の額に相当する金額

(6) ……略……

9～14 ……略……

第12条 削除

(遺族の範囲と順位)

第13条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしていないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係の相手方であった者

(2)～(4) ……略……

2 ……略……

3 ……略……

4 ……略……

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の立川市職員退職手当支給条例第9条第8項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた同項の規定による退職手当

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) ……略……

9～14 ……略……

（計算の基礎）

第12条 退職手当の計算の基礎となる給料月額は、退職の日におけるその者の給料月額とする。

(遺族の範囲と順位)

第13条 職員が死亡の場合の退職手当は、これを遺族に支給する。

2 前項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしていないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2)～(4) ……略……

3 ……略……

4 ……略……

5 ……略……

について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた同項の規定による退職手当については、なお従前の例による。

